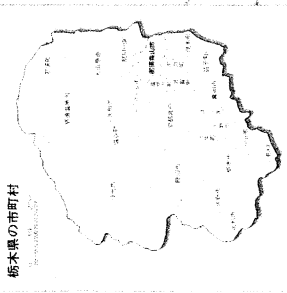
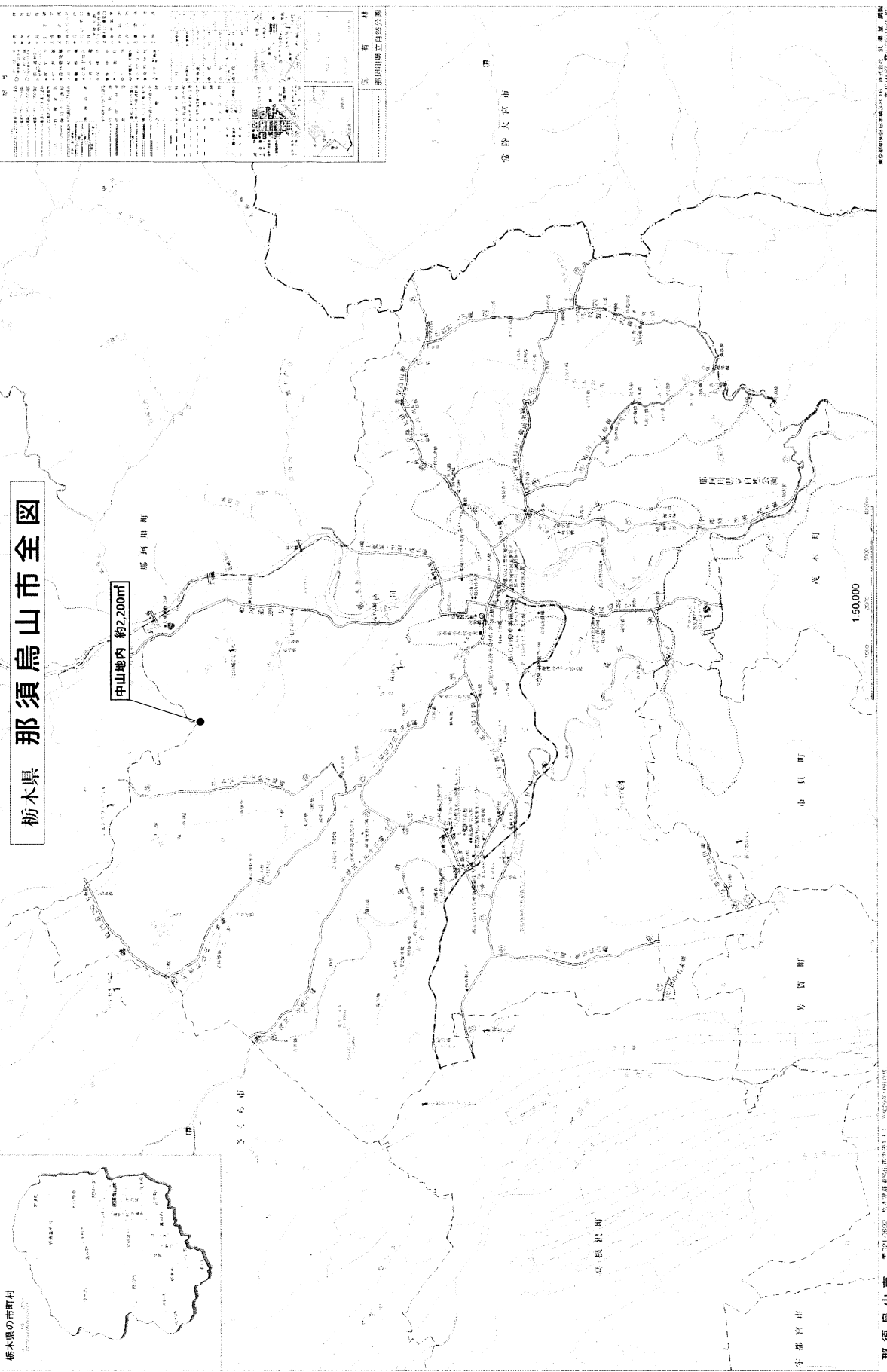


## 定例記者会見資料

那須烏山市

<p>1. 件名（情報・題名）</p> <p>土砂等の撤去に係る行政処分（措置命令）に従わなかった旨の公表について</p>
<p>2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）</p> <p>那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 17 年 10 月那須烏山市条例第 125 号。以下「条例」という。）に基づき、下記の者に対して、不適正に埋立てられた土砂等の撤去を命じる行政処分（措置命令）を行いました。定めた期日までに必要な措置が講じられず命令に従わなかったことから、措置命令の内容及び命令に従わなかった旨を公表します。</p> <p>① 事案の概要</p> <p>処分対象者は、条例第 3 条の規定による許可を受けずに少なくとも令和 3 年 12 月 6 日から令和 4 年 1 月までの間に対象地以外の場所から採取された土砂等を面積 1 千平方メートル以上（約 2,200 m<sup>2</sup>）堆積させ、条例第 2 条第 2 号に規定する小規模特定事業を行った。</p> <p>② 処分対象者</p> <p>氏名：長嶺 嗣義</p> <p>住所：茨城県つくば市大曾根 2201 番地 1 ビレッジハウス大穂 1 棟 103 号</p> <p>③ 措置命令の内容</p> <p>那須烏山市中山地内において、条例第 3 条の規定による許可を受けずに堆積した土砂等について、その全部を撤去すること。</p> <p>④ 措置命令の日</p> <p>令和 4 年 5 月 11 日（措置命令の期限：令和 4 年 7 月 11 日）</p> <p>⑤ 公表の根拠</p> <p>条例第 17 条第 4 項の規定により、行政処分（措置命令）を行ったが期限として定めた期日までに必要な措置を講ずることなく命令に違反した。このことは、条例第 17 条の 2 の規定に定める行政処分（公表）の対象に該当する。</p> <p>⑥ 公表日</p> <p>令和 4 年 9 月 28 日</p> <p>※【過去実施時との相違点】</p>
<p>3. 現在の状況や今後の展開</p>
<p>4. 添付資料（要綱・名簿・写真・チラシ・パンフレット）</p> <p>位置図・現況写真</p>
<p>5. 主催者・共催者名</p>
<p>6. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）</p> <p>那須烏山市まちづくり課 環境グループ</p> <p>電話 0287-83-1120</p>

# 栃木県 那須烏山市全図



**那須烏山市**

那須烏山市は、栃木県那須郡に属する市である。市の中心部は、那須川沿いにあり、周囲は山地に囲まれている。市の面積は約2,200平方メートルである。

**中山地内 約2,200m<sup>2</sup>**

この地図は、那須烏山市の全貌を示している。市域は、那須川、宇都宮川、そして那須川支流の那須川が流れる地域に広がっている。また、市の中心部には、那須川沿いに多くの建物が密集している。この地図は、市の境界、主要な道路、そして地形を示している。また、市の中心部には、那須川沿いに多くの建物が密集している。この地図は、市の境界、主要な道路、そして地形を示している。

